



地域安全ニュース

令和6年6月



令和6年7月3日から、**新紙幣**が発行されますが、

これからも**旧紙幣**は使えます！
タンス預金のお札も使えます！



「古い紙幣（お札）が使えなくなるので...」

とか言われたら**詐欺**ですよ！

オレたち
まだまだ現役だよ



京都府警察本部 生活安全企画課
犯罪抑止対策室 ☎ 075-451-9111